本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、このうち6箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6箇所についても島根県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、大田市の近傍で計画されている高速自動車国道との二重投資を避けるために、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成17年10月1日の合併前の旧邇摩郡仁摩町区間については平成18年3月14日に都市計画決定され、平成26年4月1日に変更決定された都市計画と、同合併前の旧大田市区間については平成18年3月14日に都市計画決定された都市計画と、それぞれの一面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田市長を会長とする出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　島根県大田市役所

○国土交通省告示第五百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

代表者の氏名の変更

変更前	上田　**徳**
変更後	冨士原康一

○国土交通省告示第五百十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十八年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　山口県割石地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十三年建設省告示第千三百九十四号で指定した山口県割石地すべり地域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

山口県柳井市日積

字割石　八〇四五番一　一号

七九八二番一　二号

八〇一九番　四号

字正光　八二九八番一　三号

○国土交通省告示第五百十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　新潟県虫野地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県魚沼市虫野

字東浦　三九〇番二　一号

四〇六番一　二号

三七四番　三号

三六七番　四号

二九六番二　五号

二九三番　六号及び七号

二八一番　八号

二八八番　九号

三二四番二　十号

三三〇番二　十一号

二　高知県西久保地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

高知県長岡郡大豊町梶ケ内

字馬知　六七四番　一号

六六二番　二号

六六三番一　三号

六五四番一　十三号

六〇八番　四号

六〇二番二　九号

一四三九番三　十号

六一九番　五号

五九二番一　六号

一四三二番　七号

一三七四番五　八号

高知県長岡郡大豊町西久保

字松ノ本　三九四番一　十一号

字高見畝　三九一番　十二号

三　福岡県柳原地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を一級河川星野川左岸河川敷の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

福岡県八女市星野村

字小西　一〇二六七番一　一号

字小竹平　一〇一六九番三　二号

字小籔山　一〇一七八番　三号

字東上ノ山　一〇一〇五番　四号

一〇一三二番　八号

字大藪　四七一四番八〇　五号

四七一四番八一　六号

字上ノ山　一〇〇八七番　七号